

こんなときには届出が必要です



国民年金は、日本に住む 20 歳以上 60 歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出されなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もありますので必ず届出をしましょう。

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの	届出先
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く)	第1号被保険者となります。	・印鑑 (本人自署の場合は不要)	住所地の市区町村
退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。 (第3号被保険者に該当する場合を除く)	・印鑑 (本人自署の場合は不要) ・年金手帳	住所地の市区町村
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金や共済年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者へ	・印鑑 (本人自署の場合は不要) ・年金手帳	住所地の市区町村

◎第3号被保険者の届出

第2号被保険者（厚生年金保険や共済組合に加入している方）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになり、加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行うことになります。

なお、国民年金保険料は、第2号被保険者の加入している年金制度が負担しますので、ご自分で納める必要はありません。

※第3号被保険者に該当したときの届出以外に、第2号被保険者が**転職や退職したとき、住所に変更があったとき**にも届出が必要です。

こんなとき	被保険者種別	届出先
<ul style="list-style-type: none"> 配偶者である第2号被保険者が会社を退職したとき 配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき 配偶者である第2号被保険者と離婚したとき 配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき 	第3号→第1号	住所地の市町村
本人（第3号被保険者）が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき	第3号→第2号	勤務先
配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき（例えば厚生年金から共済組合）	第3号→第3号 (種別は変わりませんが届出は必要)	第2号被保険者の勤務先
本人の住所が変わったとき	—	第2号被保険者の勤務先

●詳しくは、お近くの年金事務所または役場住民課戸籍年金係(35-2124)へお問合わせください。●

幌加内町は旭川年金事務所の管轄区域です。

住所：〒070-8505 旭川市宮下通り2-1954-2 電話：0166-25-5589